



平成 24 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 オーエスジー株式会社
代表者名 取締役社長 石川 則男
(コード番号 6136 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 園部 幸司
(TEL. 0533-82-1113)

2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

オーエスジー株式会社（以下「当社」という。）は、平成 24 年 3 月 15 日の取締役会において、2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、切削工具を主体とする精密機械工具の総合メーカーとして世界市場でのシェアの拡大を目指し、「世界トップの穴加工切削工具メーカー」を長期ビジョンに掲げ経営に取り組んでおります。その基本方針として、当社が世界市場で高いシェアを有するタップ（ねじ切削工具）の更なる優位性の確保による経営基盤の安定化を柱に、タップとの市場相乗効果が高く、且つシェア拡大余地の大きい超硬ドリルの世界展開の推進によりグループの成長を目指しております。

自動車産業をはじめとする工具の主要ユーザーの海外生産の進展、更に自動車産業に加えて建機、航空機、医療分野の成長が見込まれる等、市場環境は地理的、産業構造的に急速に変化しております。当社グループはこれらの変化に対応すべく、製品分野としてタップ、超硬ドリルの穴加工切削工具に、成長地域として海外市場、特にアジアに重点をおいたグローバル生産体制の構築のための設備投資の推進及び製品ラインナップ拡充のための研究開発投資を積極的に実施することを計画しております。

上述いたしました経営ビジョンに基づいた投資を機動的に行うために、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【今回調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金（幹事引受会社による追加買取権行使分を含む。）は、約 83 億円を平成 24 年 11 月末までに切削工具、転造工具及びコーティング装置等の生産設備の設備投資に充当し、残額は平成 24 年 11 月末までに借入金の返済に充当する予定です。

上記借入金につきましては、運転資金及び生産設備の設備投資に充当していただいております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

本新株予約権付社債は、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制し、既存株主の皆様に配慮した商品設定としております。加えて、本新株予約権付社債には120%転換制限条項※を付与しており、発行後一定期間にわたり株式への転換可能性を抑制するなど負債性を高めた設定としております。また、発行3年後、5年後、8年後に本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還請求権を付与しておりますが、10年債という長期資金であり、かつ、ゼロ・クーポンで発行するため調達コストを低減することができ、当社にとって最適な資金調達手法であると考えております。

※転換制限条項について

株価が転換価額を一定期間中に一定水準上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下本段落において同じ。）の最終30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の株価終値がその四半期における最終取引日の転換価額の120%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の6ヶ月前の日以降については、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

記

1. 社債の名称

オーエスジー株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2012年4月2日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

（1）募集方法

Nomura International plc（以下「幹事引受会社」という。）を単独主幹事引受会社兼単独ブックランナーとする総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込は条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2012年3月29日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額20億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

（2）本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本社債の額面金額の 102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 1,000 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,300 個及び上記 5(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2012 年 4 月 2 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は常務取締役 園部幸司が、当社取締役会の授權に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.1 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{転換価額} & = & \text{株式数} \\ \text{調整前} & \times & \text{既発行株式数} \\ \text{転換価額} & \times & \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの} \\ \text{転換価額} & \times & \text{処分株式数} \quad \text{払込金額} \\ & & \text{時 価} \\ & & \text{発行又は} \\ & & \text{処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2012年4月16日から2022年3月21日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7(4)(イ)乃至(ホ)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7(4)(ヘ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7(9)記載の財務代理人又はその他の代理人に預託された時まで、③下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2022年3月21日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7(4)(ハ)に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 2021年10月4日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下本(ロ)において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2021年10月1日に開始する四半期に関しては、2021年10月3日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

されない。

- ① (i) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がBBB-以下である期間、
(ii) R&Iにより当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(iii) R&Iによる当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
- ② 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7(4)(イ)乃至(ホ)記載の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する最初の通知を行わなければならない日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間
なお、本(ロ)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7(4)(ハ)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

130 億円及び上記 5 (1) 記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2022 年 4 月 4 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100% で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(イ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする（但し、償還日が2022年3月22日から同年4月4日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は常務取締役 園部幸司が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。(但し、償還日が2022年3月22日から同年4月4日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。以下同じ。)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ニ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。(但し、償還日が2022年3月22日から同年4月4日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2015年4月2日、2017年4月4日又は2020年4月3日のいずれかの日(以下、それぞれを「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債の全部又は一部を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の財務代理人又はその他の代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記(イ)乃至(ホ)に基づく繰上償還の通知を行った場合、本(ヘ)に基づく通知の前後にかかわらず、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、本(ヘ)に優先して上記(イ)乃至(ホ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

(5) 新株予約権付社債の買入消却

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額で直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金（幹事引受会社による追加買取権行使分を含む。）は、約83億円を平成24年11月末までに切削工具、転造工具及びコーティング装置等の生産設備の設備投資に充当し、残額は平成24年11月末までに借入金の返済に充当する予定です。

上記借入金につきましては、運転資金及び生産設備の設備投資に充当していたものであります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益配分を重要な経営課題のひとつとして認識し、「連結ベースでの配当性向30%以上」を目処に、キャッシュ・フロー、財務状況等を勘案し配当を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当金の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保金につきましては、設備投資、研究開発投資、営業組織の拡充等に充当し、長期的な視野に立った財務体質、経営基盤の強化による企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年11月期	平成22年11月期	平成23年11月期
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△39.22円	39.34円	62.18円
1株当たり年間配当金 （1株当たり中間配当金）	3.00円 (0円)	12.00円 (4.00円)	18.00円 (6.00円)
実績配当性向	—	30.5%	28.9%
自己資本当期純利益率	△6.3%	6.7%	10.1%
純資産配当率	0.5%	2.0%	2.9%

（注） 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値です。

2. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産（期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均）で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年11月 期	平成22年11月 期	平成23年11月 期	平成24年11月 期
始 値	676円	789円	890円	1,003円
高 値	1,004円	1,150円	1,277円	1,276円
安 値	491円	762円	825円	877円
終 値	789円	890円	988円	1,228円
株 価 収 益 率	一倍	22.6倍	15.9倍	—

(注) 1. 平成24年11月期の株価については、平成24年3月14日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価であり、それぞれ、決算期間（12月1日から11月30日まで）の始値、高値、安値、終値及び株価収益率を表示しております。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権及びストックオプションの行使、株式分割、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。